146 件 救急出動件数 火災出動件数 2件 (8月末日現在)



上下水道課 `

7 47-2118

役場1階 窓口5番

農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯 水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に 合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備 事業」を実施しています。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行います が、浄化槽を利用される方には受益者分担金50 万円と毎月の使用料のほか、浄化槽にかかる電 気料金も利用者負担となります。

ほかに、トイレなどの改造費や浄化槽までの 排水設備工事費、浄化槽設置に支障となる庭木 などの移設や既存の単独浄化槽の撤去費用など は、利用者の負担となります。

○申込期限 10月30日金

○申込み・問合せ

令和3年度に設置を希望される方は、上下水 道課にお問い合わせください。

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などの目的で散水栓を設置されている 方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負 担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あら かじめ町に届け出が必要なため、直接上下水道 課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付 けていますので、必ず使用開始・中止時の届け 出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も忘れず に届け出を行ってください。

○問合せ 上下水道課業務係

フッ素で強い歯に

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫 にします。虫歯のない子に育てるために、フッ 素塗布を受けましょう。

受診方法に関する詳しい内容について、対 象年齢のお子さんがいる家庭に後日、個別に

お知らせします。

- ○対 象 1歳から未就学児
- ○自己負担 800円
- ○実施期間 令和3年3月まで
- ○実施機関 町内の歯科医院
- ○問合せ

子ども未来課子ども支援係



予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんから もらった病気に対する抵抗力(免疫)がだん だんと弱くなってきます。

元気にすくすくと育つには、予防接種を受 けることが大切です。予防接種を正しく理解 して、必要な時期に必要な予防接種を受けま しょう。

定期予防接種については、新生児訪問や郵 送などで個別にお知らせしています。転入な どにより、各予防接種受診票がお手元にない 場合は、ご連絡ください。

予防接種は、種類によって受けられる対象 年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接 種期間について不明な点は、お問い合わせく ださい。毎週月曜日の乳幼児健康相談では、 予防接種のスケジュールに関する相談も受け 付けていますので、ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類

四種混合、二種混合、麻しん・風しん混合、 BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、水 痘、日本脳炎、B型肝炎、ロタワクチン(10 月から令和2年8月生まれ以降が対象)

■問合せ 子ども未来課子ども支援係(☎47-2367 認定こども園内)

男 2,322 人(-1) / 女 2,503 人(-3) 世帯数 2.096 世帯 (± 0)

8月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

町民課

25 47-2203 税の関係会 47-2193

役場1階 窓口1番

国保税の第5期の納期限は11月2日

国保税第5期分の納期限は、11月2日(月)で す。納期内に忘れずに納めましょう。

なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方 は至急納入してください。

10 月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜた り、軽油以外の石油製品から軽油を密造したも のなどをいい、これらを製造・販売・使用する ことは、脱税行為であるのみならず、大気汚染 や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、私 たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連 携し、取り締まりをさらに強化します。

「不正軽油」について情報がありましたら、 次までご連絡ください。

- ・不正軽油ストップ 110 番 (フリーアクセス 27 0800-8002-110)
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所 (北見市青葉町6番6号☎25-8684)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納 付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間 納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に関 係するものに限ります) も納付することができ ます。

- ○と き 10月14日(水)・11月11日(水) 17時30分~20時
- ○ところ 町民課窓口

困ったら一人で悩まず「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じ る、国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手 続きに関する相談を受け付けています。

CV 45 - 14 V h

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委 嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図 ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話 でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

- ■このようなことはありませんか
- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いか分 からない
- ・役所の説明や事務の取り扱いに納得できない
- ・制度や仕組みを教えてほしい など
- ○と き 10月19日(月) 13 時 30 分~ 15 時 30 分
- ○ところ 役場相談室 2 (町民課横)
- ○相談委員 行政相談委員 清井久美子さん(西富)
- ○問合せ 町民課町民生活係

秋のすずらん無料法律相談を開催

このようなことでお困りではありませんか?

- ・お金を貸したのに返ってこない
- ・親が認知症となり、自分で財産管理ができな くなってきた
- ・離婚の際に約束した財産分与、慰謝料、養育 費がもらえていない
- ・心当たりのない請求書が届いた など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護 士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存 在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護 士事務所のない地域において実施しています。

本町でも、次のとおり開設されますので気軽 にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。 弁護士と顔を合わせて、問題やトラブルを整理 することで解決策が見えてきます。ぜひこの機 会に相談してみませんか。

- ○と き 10月14日休14時~16時30分
- ○ところ 町公民館農事研修室
- ○担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)
- ※相談は無料ですが、予約制です。申し込みは 10月12日(用)までに町民課町民生活係へ